

ID: 365

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	責任技術者の登録の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第17条第1項		
例 規 番 号	平成11年規則第5号		
【根拠条文】 (登録の更新及び更新講習) 第17条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、センターが試験合格後に実施する更新講習を受講しなければならない。 3 登録更新を受けようとする責任技術者は、市長が指定する期日までに様式第10号による申請書に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 住民票記載事項証明書及び写真 (2) 更新講習受講修了証の写し (3) 誓約書(様式第11号) 【基準】 根拠条文及び第13条の規定による。 (登録資格) 第13条 試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 (1) 指定工事店に勤務していない者 (2) 試験の合格証の有効期限までに登録を受けない者 (3) 不法行為若しくは不正行為等を理由に試験の合格を取り消され、又は第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者 (4) 破産手続き開始の決定を受けた者であって復権していない者 (5) 精神の機能の障害により責任技術者の業務に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日